

施設基準等に基づく揭示事項

2026 年 6 月
茨木市駅うえた眼科

【明細書発行体制等について】

当院では、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。明細書には、行われた検査や処置等の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出下さい。なお、窓口負担額のない患者さまにも、明細書を無料で発行しています。明細書の発行を希望する方は、会計にてその旨お申し出下さい。

【コンタクトレンズ検査料 1 について】

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療（眼科学的検査）に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料	
初診料	291点	コンタクトレンズ検査料 1	200点
再診料	76点		

※上記点数に加え、必要に応じて各種加算が算定される場合があります。
コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名：上田 真由美 他
眼科診療経験：眼科専門医

【電子的診療情報連携体制整備加算 2 について】

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。また、マイナ保険証の利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。当院では、診療内容に応じて電子的診療情報連携体制整備加算 2 を算定いたします。（初診時 9 点、再診時 2 点）

【外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）について】

当院では、医療従事者の処遇改善および賃金改善を目的として、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）を算定しています。当院は、継続的に賃上げを行う保険医療機関として、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5 に規定する施設基準に係る届出を行っています。（初診時 23 点、再診時 6 点）

【長期収載品の選定療養について】

後発医薬品があるお薬で、患者さまの希望により先発医薬品の処方を希望される場合、選定療養として、特別の料金をご負担いただく場合があります。特別の料金は、先発医薬品と後発医薬品の価格差の 2 分の 1 相当額です。なお、特別の料金には別途消費税がかかります。医療上必要があると医師が判断した場合や、後発医薬品の供給状況等により後発医薬品の提供が困難な場合は、選定療養の対象外となります。

【一般名処方について】

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方により、医薬品の供給状況に応じて、薬局で患者さまに必要な医薬品を提供しやすくなります。当院では、処方内容に応じて一般名処方加算を算定いたします。（一般名処方加算Ⅰ 8 点、加算Ⅱ 6 点）

【保険外負担に関する事項】

当院では、診断書、証明書、文書料等について、保険診療外の費用をご負担いただく場合があります。詳しい費用については、別に掲示している料金表をご確認ください。